に定める事項(平成二十七年金融庁・農林水産省告示第一号) 農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、 流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別

その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これをを加える。 正後欄に掲げる対象規定として移動し、 で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正

(1) 適格流動資産	この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性 比率告示において使用する用語の例によるものとする。	(注)	[表略]	_(別紙様式第三号)_		(別紙様式第一号) [別紙1]	改正後
(1)適格流動資産		(注)	[同左]	(別紙様式第一号)	[別紙様式を加える。]	[別紙様式を加える。]	改正前

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示第八</u>条において準用する流動性比率告示(以下この様式において「準用 流動性比率告示」という。)_第三条第一項第一号から第三号までに 掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。
- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第二十条第一項(<u>準用流動性比</u>率告示第二十条第一項(<u>準用流動性比</u>率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(流動性比率告示第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十六号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- 1 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において準用する流動性カバレッジ比率告示(以下「準用流動性カバレッジ比率告示」という。)第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びにおいて同じ。)を記載する。係る資金流出額をいう。b及びにおいて同じ。)を記載する。
- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第二十条第一項(<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預

を除き、<u>準用流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第二十一条第一項(<u>準用流動性比率告示</u>第二十一条第一項(<u>準用流動性比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(<u>流動性比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>準用流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを除き、<u>準用流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

С

С

d 項番 2 「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

いて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における 小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッ</u> いて読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金 額の合計額を記載する る資金流出額のうち、 流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係 <u>比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにお 安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中 額」の欄には、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十一条第一項 ジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ <u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール 項番4「うち、 (<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十三条及び第二十四条にお 準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の 準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た 「資金

項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「 資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

d

調達に係る資金の額(<u>準用流動性比率告示</u>第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

e 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(準用流動性比率告示第三十条第一項に規定する適格オペレーショナル預金という。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

調達に係る資金の額(準用流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三十条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性カバレッジ比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性カバレッジ比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

Ø

90

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第三十三条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

Ъ

額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する

· | | | |

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第三十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第三十七条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十一条第二項に規定する格下げ時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十四条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十四条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十四条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十四条第二項に規定する超過担保受入額、

- 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性カバレッジ比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの
- 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第三十三条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する

[同左]

項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率 告示第三十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、準用流動性カバレッジ比率告示第三十七条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第四十一条第二項に規定する格下げ時資金流出額、準用流動性カバレッジ比率告示第四十一条第二項に規定する相保価値変動時資金流出額、流

に規定する未提供担保の額及び<u>準用流動性比率告示</u>第四十五条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第三十五条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十六条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十六条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

· [器]

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十九条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、準用流動性比率告告示第五十七条第一項の支払を行う金銭の額、準用流動性比率告示第五十八条第一項の差し入れる金銭の額、準用流動性比率告示

項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十六条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十六条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

[同左]

Ħ

項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第四十九条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、<u>流動性カバレレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレ</u>

第五十九条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、<u>準用流動性比率告示</u>第六十条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、<u>準用流動性比率告示</u>第六十一条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び<u>準用流動性比率告示</u>第六十二条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十九条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>準用流動性比率告示</u>第四十九条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>準用流動性比率告示</u>第五十六条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第五十一条各号に掲げるものに係る<u>準用流動性比率告示</u>第一条第七十四号に規定するファ

 \Box

の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示 ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの <u>告示</u>第五十六条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する 資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性カバレッジ比率 載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄に に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記 から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及ひ 六十一条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日 て読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十条第一項 <u>バレッジ比率告示</u>第五十九条の金利及び手数料その他これらに準 <u>カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カ</u> バレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバ 第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第 間に発生するものの額、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条におい</u> <u>レッジ比率告示</u>第五十八条第一項の差し入れる金銭の額、 <u>ッジ比率告示</u>第五十七条第一項の支払を行う金銭の額、<u>流動性カ</u> <u>動性カバレッジ比率告示</u>第六十二条第一項に規定するその他契約 流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流 準用流動性カバレッジ比率告示第四十九条第一項に規定する

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十一条各号に掲

 Π

シリティ未使用枠の額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十二条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十三条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額、<u>推用流動性比率告示</u>第五十三条用流動性比率告示第五十四条の流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額及び<u>準用流動性比率告示</u>第五十五条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第五十条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第五条に規定する資金流出額を記載する。

0

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十四条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一

げるものに係る<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第七十四号に規定するファンリティ未使用枠の額、<u>流動性カバレッジ比率告示第</u>八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十二条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五 <u>大二条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十三条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額、準用流動性比率告示</u>第五十四条の流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十五条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額を記載する。 第五十条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第六十四条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。

項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する

項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>同条第一項</u>に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

9

C のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準 る金銭の額、<u>準用流動性比率告示</u>第七十二条第一項の約定未受渡 却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れ <u>示</u>第六十九条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日ま **弁済することが義務付けられている部分の額、

準用流動性比率告** の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十八条第一項の取引相手方が に準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日 <u>流動性比率告示</u>第七十三条の金利、配当及び手数料その他これら 日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、 <u>準用流動性比率告示</u>第七十一条第一項の約定未受渡の有価証券売 での間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額 での間に発生するものの額、<u>準用流動性比率告示</u>第七十四条第 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」 進用 911

- この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する
- 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて</u> <u>準用する流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項の取引相手</u> 方が弁済することが義務付けられている部分の額、<u>準用流動性力</u> バレッジ比率告示第六十九条第二項に規定する基準日から三十日 を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想され る資金流入額、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第</u>七十一条第一項の約定 未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において</u> 条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十 二条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保 資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受

項の決済期が到来する有価証券の時価及び<u>準用流動性比率告示</u>第七十五条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十八条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、<u>準用流動性比率告示</u>第六十九条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び<u>準用流動性比率告示</u>第七十条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六条に規定する資金流入額を記載する。

d

<u>性カバレッジ比率告示</u>第六十八条第一項に規定する有価証券償還 配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準 み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十三条の金利 け入れる金銭の額、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において</u>読 合計額を記載する <u>動性カバレッジ比率告示</u>第七十条に規定するその他資金流入額の に係る資金流入額、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第六十九条第 その他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する の時価及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて 日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性 動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動 <u>準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第七十五条第一項に規定する <u>バレッジ比率告示</u>第七十四条第一項の決済期が到来する有価証券 <u>カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カ</u> -項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び<u>準用流</u> この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

- (4) 単体流動性カバレッジ比率
- 1 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>準用流動</u>性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四条 に規定する純資金流出額を記載する。
- c·d [略]
- (5) その街
- ② この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載する。
- <u>□ この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し</u>
 、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- ⊆ この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 単体流動性カバレッジ比率

а

- 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性カ</u>バレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>準用流動性カバレッジ比率</u> <u>告示</u>第四条に規定する純資金流出額を記載する。

6

- · d [同左]
- (5) 사の街
- ② この別紙様式第一号は、平成二十七年六月三十日(以下「適用日」という。)以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- ▶ 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第一号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第一号を作成することができる。

「加える。」

(別紙様式第四号)

[器景]

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

)適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

a 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担

(別紙様式第二号)

[同左]

(注)

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、<u>農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十六号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)</u>第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリ

保資金調達に係る資金流出額をいう。p及びcにおいて同じ。)を記載する。

- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第二十条第一項(<u>流動性比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

С

テール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。p及びcにおいて同じ。)を記載する。

6

- 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十条第一項(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十条第一項(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十一条第一項(流動性カバレッジ比率告示第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッジ比率告</u>方第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同ご。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率

資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- d 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。
- 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(流動性比率告示第三十条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

Ф

Ф

「 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流 出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に 係る資金の額のうち、<u>流動性比率告示</u>第二十七条から第二十九条 までに定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。

を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。
- 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(流動性カバレッジ比率告示第三十条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率が適用されるものの合計額を

この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、<u>流動性比率告</u> 一方第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- g 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第三十三条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

Ъ

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第三十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、<u>流動性比率告</u>売第三十七条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、<u>流動性比率告</u>性比率告示第四十一条第二項に規定する格下げ時資金流出額、<u>流</u>

記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条から第二十九条までに定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

90

- 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性カバレッジ比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第三十三条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

[同左]

項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第三十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第三十七条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十一条第二項に

動性比率告示第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性比率告示第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、流動性比率告示第四十四条第二項に規定する未提供担保の額及び流動性比率告示第四十五条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十五条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

- k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第四十六条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- 回り、 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第四十七条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率

規定する格下げ時資金流出額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、<u>流動性カバレッシ比率告示</u>第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、<u>流動性カバレッシ比率告示</u>第四十四条第二項に規定する未提供担保の額及び<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十五条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第三十五条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する

- k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十六条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十七条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番14 |資金提供義務に基づく資金流出額等」の |資金流出率

の他資金流出額の合計額を記載する 約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を 及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日か 十七条第一項の支払を行う金銭の額、流動性比率告示第五十八条 規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、 を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第四十九条第二項に 記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄 合計額及び<u>流動性比率告示</u>第六十二条第一項に規定するその他契 <u>比率告示</u>第六十一条の配当その他これに準ずる金銭の支払であっ <u>告示</u>第六十条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、<u>流動性</u> ら三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率 第一項の差し入れる金銭の額、<u>流動性比率告示</u>第五十九条の金利 に基づく資金流出額及び<u>流動性比率告示</u>第五十六条に規定するそ には、<u>流動性比率告示</u>第四十九条第一項に規定する資金提供義務 基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の 流動性比率告示第五

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第五十一条各号に掲げるものに係る<u>流動性比率告示</u>第一条第七十四号に規定するファシリティ未使用枠の額、<u>流動性比率告示</u>第五十二条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>流動性比率告示</u>第五十三条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額、<u>流動性比率告示</u>第五

 \Box

 $\, \square \,$

するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計 の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第六十二条第一項に規定 ジ比率告示第六十一条の配当その他これに準ずる金銭の支払であ 十条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、<u>流動性カバレッ</u> れらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過す 条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性力 を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第四十九 後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条第一項 日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第六 <u>性カバレッジ比率告示</u>第五十八条第一項の差し入れる金銭の額 <u>バレッジ比率告示</u>第五十七条第一項の支払を行う金銭の額、 <u>ジ比率告示</u>第五十六条に規定するその他資金流出額の合計額を記 に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>流動性カバレ</u> して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた って、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額 <u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十九条の金利及び手数料その他こ 流動

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十一条各号に掲げるものに係る<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第七十四号に規定するファシリティ未使用枠の額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十二条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>

十四条の流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額及び<u>流動性比率告示</u>第五十五条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第五十条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第六十四条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同条第二項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

р

れた金銭の額の合計額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十四条の流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額及び<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十五条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第五十条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

0

(3) 資金流入額

- 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十四条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

の項目における 証券の時価及び流動性比率告示第七十五条第一項に規定するその の額、流動性比率告示第七十四条第一項の決済期が到来する有価 等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経 デリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、<u>流動性比</u> することが義務付けられている部分の額、<u>流動性比率告示</u>第六十 の欄には、 取引等に係る資金流入額及び<u>流動性比率告示</u>第七十条に規定する <u>比率告示</u>第六十八条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流 他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。 あって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもの 三条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取で 過する日までの間に受け入れる金銭の額、<u>流動性比率告示</u>第七十 <u>流動性比率告示</u>第七十二条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引 基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額 <u>率告示</u>第七十一条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて 九条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間に その他資金流入額の合計額を記載する 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」 <u>流動性比率告示</u>第六十九条第一項に規定するデリバティブ 流動性比率告示第六十八条第一項の取引相手方が弁済 「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の

利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって 受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十三条の金 十二条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担 までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七 未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日 資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条第一項の約定 経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される 手方が弁済することが義務付けられている部分の額、<u>流動性カバ</u> の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項の取引相 九条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六十八条第一項に規定する有 記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄 規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を 価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十五条第一項に <u>動性カバレッジ比率告示</u>第七十四条第一項の決済期が到来する有 基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流 保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に レッジ比率告示第六十九条第二項に規定する基準日から三十日を の合計額を記載する <u>流動性カバレッジ比率告示</u>第七十条に規定するその他資金流入額 価証券償還に係る資金流入額、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六十

項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の

d

欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>流動性比率告示</u>第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c·d [略]

(5) みの街

- この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載する。
- <u>b</u> この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

IID

欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4)連結流動性カバレッジ比率

- 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性力</u> バレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産 の合計額を記載する。
- 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u> 第四条に規定する純資金流出額を記載する。

6

c·d [同左]

(5) その街

- ② この別紙様式第二号は、平成二十七年六月三十日(以下「適用日」という。)以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

IIC ときは、これを切り捨てる。 この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数がある

[別紙様式を削る。]

[加える。]

KM1:主要な指標 (単体)

国際技		_	П	>	11	┼
丸の談						
当番号		凹	前四	割々	70	9
		半期	半期	半四	前四	前四
				期	半期	半期
単体流動	単体流動性カバレッジ比率					
15	算入可能適格流動性資産の合 計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

(単位:百万円、%)

[別紙様式を削る。]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない 場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位:百万円、%)

	I						ı
15	連結流動			当番号	式の該	国際様	KM1:主要な指標
算入可能適格流動性資産の合	連結流動性カバレッジ比率						
			半期	四		7	
			半期	前四		П	
		期	半四	当々		>	
		半期	前四	79		[1	
		半期	前四	11		삵	

に付した傍線は注記である。	除く全体	
[別紙様式を加える。]	[別紙様	<u>(別紙様式第六号)</u> [別紙4]
[別紙様式を加える。]	[別紙様	(別紙様式第五号)_ [別紙3]
この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。	b 17.	
この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。	a 場合	
्र व	ものとする。	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例による	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	(注)	
連結流動性カバレッジ比率	17	
純資金流出額	16	
計衡		

KM 1:主要	な指標(単体)					
国際様式		イ	П	ハ	Ξ	ホ
の該当番		当四半	前四半	前々四	ハの前	ニの前
号		期	期	半期	四半期	四半期
単体流動性	Eカバレッジ比率					
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					
単体安定調] 達比率					
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	単体安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

KM 1:主要	な指標(連結)					
国際様式		イ	П	ハ	Ξ	ホ
の該当番		当四半	前四半	前々四	ハの前	ニの前
号		期	期	半期	四半期	四半期
連結流動性	Eカバレッジ比率					
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
連結安定調]達比率					
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

											(単位:自	万円、%)
					当四半期					前四半期		
-T-75				算入率考	慮前金額		/* 1 + + E		算入率考	慮前金額		hehe at the track
項番			満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	算入率考慮 後金額	満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	算入率考慮 後金額
利用可	丁能3	安定調達額 (1)										
1	資	本の額										
2		うち、普通出資等 Tierl 資本、その他 Tierl 資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経 過する前に弁済期が到来するものを除く。) に係る基礎項目の額										
3		うち、上記に含まれない資本調達手段及び資 本の額										
4	個	人及び中小企業等からの資金調達										
5		うち、安定預金等の額										
6		うち、準安定預金等の額										
7	ホ	ールセール資金調達										
8		うち、適格オペレーショナル預金の額										
9		うち、その他のホールセール資金調達の額										
10	相	互に関係する資産がある負債										
11	そ	の他の負債										
12		うち、デリバティブ負債の額										
13		うち、上記に含まれない負債の額										
14	利	用可能安定調達額合計										
所要发	そ定記	凋達額 (2)										

15	流動資産の額					
16	金融機関等に預け入れているオペレーショナル					
	預金に相当するものの額					
17	貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価					
	証券その他これに類するものの額					
18	うち、レベル1資産を担保とする金融機関等					
	への貸出金及びレポ形式の取引による額					
19	うち、項番 18 に含まれない金融機関等への					
	貸出金及びレポ形式の取引による額					
20	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産					
	の額 (項番 18、19 及び 22 に該当する額を除					
	<_)					
21	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資					
	産の額					
22	うち、住宅ローン債権					
23	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資					
	産の額					
24	うち、流動資産に該当しない有価証券その他					
	これに類するもの					
25	相互に関係する負債がある資産					
26	その他の資産等					
27	うち、現物決済されるコモディティ(金を含					
	む。)					
28	うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関					
	との取引に関連して預託した当初証拠金又					
	は清算基金(連結貸借対照表に計上されない					

	ものを含む。)					
29	うち、デリバティブ資産の額					
30	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価					
	の額を減ずる前)の額					
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額					
32	オフ・バランス取引					
33	所要安定調達額合計					
34	単体安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通出資等 Tier 1 資本、その他 Tier 1 資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。)に係る基礎項目の額」の項には、 流動性比率告示第八十条第一項において準用する流動性比率告示(以下この様式において「準用流動性比率告示」という。)第八十四条第一号から第三号までに掲げる資本の額 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第四号及び第五号、第八十七条第六号並びに第八十八条第一項第八号 並びに第二項第三号及び第四号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 5 「うち、安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十五条に掲げ る負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 6 「うち、準安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十六条に掲 げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの 額並びに準用流動性比率告示第八十七条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- i 項番9「うち、その他のホールセール資金調達の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十七条第一号、第三号から第五号まで及び第八十八条第一項第六号及び第七号並びに第八十九条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、進用流動性比率告示第百五条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 11「その他の負債」の項には、項番 12 及び項番 13 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 1 項番12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十八条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並 びに準用流動性比率告示第八十七条第六号並びに第八十八条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- n 項番14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番1、項番4、項番7、項番10及び項番11の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番 15「流動資産の額」の項には、準用流動性比率告示第百一条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうち これに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十四条第一号から第三号まで、第九十五条、第九十七条第一号及び第九十八条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載す る。ただし、項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする。
- b 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、準用流動性比率告示第百一条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示第 百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十八条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に 応じて記載する。
- c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。
- d 項番 18「うち、レベル1資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第二号及び第百一条第七号に掲げる 資産の額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十六条に掲げる資産の 額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の 額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十七条第二号及び第三号並び に第九十八条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額(項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。)」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第二号、第九十九条及び第

百一条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九 十八条第五号及び第百条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、準用流動性比率告示第九十八条第二号及び第五号並びに第百一条第七号に 掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十九条に掲げる 資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第六号、第九十九条、第百条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第六号、第九十九条、第百条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の額 並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第三号、第九十八条第六号及び第百条第三号に掲げる資産 の額並びに準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第百一条第六号に掲げる資産の 額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、準用流動性比率告示第百五条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 1 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ(金を含む。)」の項には、準用流動性比率告示第百条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表に計上されないものを含む。)」の項には、準用流動性比率告示第百条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、準用流動性比率告示第百一条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30「うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額」の項には、準用流動性比率告示第百一条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並び に準用流動性比率告示第九十四条第四号から第六号まで、第百条第三号及び第百一条第二号から第五号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、準用流動性比率告示第百三条及び第百四条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番33「所要安定調達額合計」の項には、項番15、項番16、項番17、項番25、項番26及び項番32の額の合計額を記載する。
- t 項番34「単体安定調達比率」の項には、項番14を項番33で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

											(単位:自	万円、%)
					当四半期					前四半期		
-T-75				算入率考	慮前金額		/* 1 + + E		算入率考	慮前金額		hehe at the track
項番			満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	算入率考慮 後金額	満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	算入率考慮 後金額
利用可	丁能3	安定調達額 (1)										
1	資	本の額										
2		うち、普通出資等 Tierl 資本、その他 Tierl 資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経 過する前に弁済期が到来するものを除く。) に係る基礎項目の額										
3		うち、上記に含まれない資本調達手段及び資 本の額										
4	個	人及び中小企業等からの資金調達										
5		うち、安定預金等の額										
6		うち、準安定預金等の額										
7	ホ	ールセール資金調達										
8		うち、適格オペレーショナル預金の額										
9		うち、その他のホールセール資金調達の額										
10	相	互に関係する資産がある負債										
11	そ	の他の負債										
12		うち、デリバティブ負債の額										
13		うち、上記に含まれない負債の額										
14	利	用可能安定調達額合計										
所要发	そ定記	凋達額 (2)										

15	流動資産の額					
16	金融機関等に預け入れているオペレーショナル					
	預金に相当するものの額					
17	貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価					
	証券その他これに類するものの額					
18	うち、レベル1資産を担保とする金融機関等					
	への貸出金及びレポ形式の取引による額					
19	うち、項番 18 に含まれない金融機関等への					
	貸出金及びレポ形式の取引による額					
20	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産					
	の額 (項番 18、19 及び 22 に該当する額を除					
	<_)					
21	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資					
	産の額					
22	うち、住宅ローン債権					
23	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資					
	産の額					
24	うち、流動資産に該当しない有価証券その他					
	これに類するもの					
25	相互に関係する負債がある資産					
26	その他の資産等					
27	うち、現物決済されるコモディティ(金を含					
	む。)					
28	うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関					
	との取引に関連して預託した当初証拠金又					
	は清算基金(連結貸借対照表に計上されない					

	ものを含む。)					
29	うち、デリバティブ資産の額					
30	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価					
	の額を減ずる前)の額					
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額					
32	オフ・バランス取引					
33	所要安定調達額合計					
34	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通出資等 Tier 1 資本、その他 Tier 1 資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。)に係る基礎項目の額」の項には、 流動性比率告示第八十四条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第四号及び第五号、第八十七条第六号並びに第八十八条第一項第八号並び に第二項第三号及び第四号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 5 「うち、安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十五条に掲げる負債の 額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 6 「うち、準安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十六条に掲げる負債 の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並 びに流動性比率告示第八十七条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番9「うち、その他のホールセール資金調達の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの

額並びに流動性比率告示第八十七条第一号、第三号から第五号まで及び第八十八条第一項第六号及び第七号並びに第八十九条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- j 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、流動性比率告示第百五条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番11「その他の負債」の項には、項番12及び項番13の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 1 項番12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、流動性比率告示第八十八条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、流動性比率告示第八十四条第五号及び第八十八条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに 流動性比率告示第八十七条第六号並びに第八十八条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じ て記載する。
- n 項番 14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番 15「流動資産の額」の項には、流動性比率告示第百一条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該 当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条第一号から第三号まで、第九十五条、第九十七条第一号及び第九十八条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、 項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする。
- b 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、流動性比率告示第百一条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第百二条第 一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十八条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。
- d 項番 18「うち、レベル 1 資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十八条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産 の額並びに流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十六条に掲げる資産の額の合計額を それぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十八条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の額並 びに流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十七条第二号及び第三号並びに第九十八条 第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額(項番 18、 19 及び 22 に該当する額を除く。)」の項には、流動性比率告示第九十八条第二号、第九十九条及び第百一 条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十八条第五号

及び第百条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、流動性比率告示九十八条第二号及び第五号並びに第百一条第七号に掲げる 資産の額並びに流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十九条に掲げる資産の額の合計 額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、流動性比率告示第九十八条第六号、第九十九条、第百条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百二 条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、流動性比率告示第九十八条第六号、第九十九条、第百条第二号及び第百一条第七号に掲げる資産の額並び に流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、流動性比率告示第九十四条第三号、第九十八条第六号及び第百条第三号に掲げる資産の額 並びに流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第百一条第六号に掲げる資産の額の合計額を それぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、流動性比率告示第百五条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 1 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ(金を含む。)」の項には、流動性比率告示第百条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表に計上されないものを含む。)」の項には、流動性 比率告示第百条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、流動性比率告示第百一条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30「うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額」の項には、流動性比率告示第百一条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、流動性比率告示第百二条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条第四号から第六号まで、第百条第三号及び第百一条第二号から第五号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、流動性比率告示第百三条及び第百四条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番33「所要安定調達額合計」の項には、項番15、項番16、項番17、項番25、項番26及び項番32の額の合計額を記載する。
- t 項番34「連結安定調達比率」の項には、項番14を項番33で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。